

令和8年4月

貸金庫をご利用のお客様 各位

利根郡信用金庫

「貸金庫（または全自動貸金庫）規定」の一部改定に伴うお願いについて

平素は当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

この度、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、貸金庫の管理態勢の強化等として、①貸金庫の管理態勢の整備、②マネー・ローンダリング等へのリスクの対応、③事案公表の原則化が定められたことから、当金庫の「貸金庫（または全自動貸金庫）規定」を一部改定いたしました。

この改定は、改定前から貸金庫（全自動貸金庫）をご利用いただいているお客様にも適用されますので、改定後規定のご確認をお願いいたします。

なお、主な規定の変更内容と、これに伴うお願いは、以下の通りとなります。

【主な規定の変更内容】

第1条（格納品の範囲）

貸金庫（全自動貸金庫）に格納できないものを明確化しました。

第2条（利用目的の確認）

お客様に貸金庫（全自動貸金庫）の利用目的を確認させていただきます。

第15条（解約等）

貸金庫（全自動貸金庫）の解約条項を追加しました。

【お客様へのお願い】

1. 現在、貸金庫（全自動貸金庫）に現金を格納されているお客様におかれましては、現金の取り出しをお願い申し上げます。
2. 貸金庫（全自動）規定第2条（利用目的の確認）の通り、利用目的を確認させていただくため、「貸金庫（全自動貸金庫）借用に関する申告書」に署名捺印のうえご提出をお願い申し上げます。

以 上